

## 障害支援区分認定調査業務委託 業務説明資料

本資料に記載した内容は、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務委託の条件となるものではありません。

### 1 件名

障害支援区分認定調査業務委託

### 2 委託契約期間

- (1) 業務実施期間は3か年度（令和8年度から令和10年度）とするが、委託契約は単年度ごとの締結とする。
- (2) 令和8年度の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (3) 令和9年度以降の委託契約については、それぞれの年度の前年度の履行状況等を確認した上で契約を決定する。

### 3 履行場所

横浜市内ほか

### 4 目的

障害支援区分認定調査は、調査対象者の方に必要とされる支援の度合いを調査するものであり、公平性と客観性の観点から、全国一律の基準に基づき各市町村において実施している。

障害支援区分認定調査業務は、高い調査技術と、中立性・公平性の維持が事業の適正実施に欠かすことができない。また、適切な障害支援区分認定に資する迅速性も必要となる。

このたび、その目的を達成するため、受注者の持つ認定調査を始めとした福祉業務に関する幅広い知識と経験、組織運営に関するノウハウを活用するべく、企画提案を募集する。

### 5 業務概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に基づく障害支援区分の認定のための、介護給付費等の支給申請に係る障害者等の心身の状況についての訪問面接調査を行い、認定調査票等（概況調査票・認定調査票・特記事項）を作成する。

あわせて、これらの業務を円滑かつ効率的に遂行するため、認定調査に係る情報の共有・進捗管理等を支援する業務支援システムの導入・運用・保守を行う。当該システムは、委託者との連携・報告体制の構築にも資するものであり、関係者間でのデータ送受信及び業務の進捗状況の可視化等を可能とするものとする。さらに当該システムにおいては、横浜市情報セキュリティポリシーに準拠したセキュリティ対策を講じるものとし、関係者の認証管理、アクセス制御、通信・保存データの暗号化、操作記録の取得・保存等、必要な技術的・運用的対策を適切に実施するものとする。

### 6 調査件数及び調査対象地域

1,400件（概算）

本業務における調査件数の内訳は、原則として以下のとおりとする。

- ・市内調査：1,160件（他の市町村からの調査依頼も含む）
- ・市外調査：240件（横浜市庁舎（横浜市中区本町）を中心とした概ね半径30km以内の市外地域）

なお、月ごとの調査件数及び具体的な調査先については、受託者と協議のうえ決定するものとする。